

新	旧	備考
第1編 総則	第1編 総則	
1.1(a) (略)	1.1(a) (略)	
(用語)	(用語)	
<p>2.0.1(a) <u>運送する貨物の状態を監視する等の目的で持ち込むデータロガー又は貨物追跡装置等 (以下「装置等」という。)に組み込まれる危険物 (リチウム電池又は燃料電池カートリッジ等) であって、次の要件に適合する場合には、本規則を適用しない。</u></p> <p>(1) <u>IMDG コードで要求される構造及び試験要件を満たしたものである場合</u></p> <p>(2) <u>運送中に遭遇する衝撃や負荷に耐えることができる装置等に組み込まれた危険物であって、使用環境において安全なものである場合 (「運送中に遭遇する衝撃や負荷に耐えることができる装置等」とは、漏えい又は損傷のおそれなく、かつ、組み込まれる危険物に対して、安全なものをいい、「使用環境において安全なもの」とは、使用環境において発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こす恐れのないものをいう。)</u></p> <p>(3) <u>コンテナに堅固に取り付けて使用する装置等にあつては、当該装置に組み込まれる危険物が、コンテナに収納された危険物に対して安全なものである場合</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>IMDG 5.5.4</p>
2.0.1.ハ(a) (略)	2.0.1.ハ(a) (略)	
<p>2.0.2-4(a) 「IBC 容器」のうち、第113 条第1 項の検査において、小型容器又は大型容器の要件に適合するものにあつては、それぞれ小型容器又は大型容器として取り扱うことができる。</p>	<p>(新設)</p>	<p>UN 危険物輸送専門家委員会 ST/SG/AC.10/C.3/2018/49</p>
2.0.6(a)~2.1.3&5&6(a) (略)	2.0.6(a)~2.1.3&5&6(a) (略)	
第2編 危険物の運送	第2編 危険物の運送	

<p>第2章 危険物の個品輸送等</p> <p>第1節 通則</p> <p>8.4(a)～17.1.5(a) (略)</p>	<p>第2章 危険物の個品輸送等</p> <p>第1節 通則</p> <p>8.4(a)～17.1.5(a) (略)</p>
<p>17.1.6(a) 「その他告示で定める事項」の記載に当たっては、危告示第14条の3及び第16条の3に定める事項を含め、以下に示す例に従って輸送文書を作成し、危険物明細書又は自動車等意見物明細書に「別添」として添付させること。</p>	<p>17.1.6(a) 「その他告示で定める事項」の記載に当たっては、危告示第14条の3及び第16条の3に定める事項を含め、以下に示す例に従って輸送文書を作成し、危険物明細書又は自動車等意見物明細書に「別添」として添付させること。</p>
<p>文書番号 年月日 荷送人の署名</p> <p>輸 送 文 書</p> <p>この放射性輸送物（以下輸送物）という。）又はコンテナに収納されている放射性物質等については、適切な名称によって下記のとおりすべて正確に記載されており、また、適用される国際及び国内の規則に従って分類され、輸送物とされ、又はコンテナに収納され、標札等が付され、又は表示が行われ、すべての点において、海上運送に適した状態にあることをここに宣言する。</p> <p>記</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>(d) 各放射性核種の名称又は元素記号。ただし、当該物質が混合物の場合にあつては、一般的な名称又は最も制約的な放射性核種の一覧表</p> <p>(e) ～ (l) (略)</p> <p>(m) 「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」及び「SCO-III」の核物質</p>	<p>文書番号 年月日 荷送人の署名</p> <p>輸 送 文 書</p> <p>この放射性輸送物（以下輸送物）という。）又はコンテナに収納されている放射性物質等については、適切な名称によって下記のとおりすべて正確に記載されており、また、適用される国際及び国内の規則に従って分類され、輸送物とされ、又はコンテナに収納され、標札等が付され、又は表示が行われ、すべての点において、海上運送に適した状態にあることをここに宣言する。</p> <p>記</p> <p>(a) ～ (c) (略)</p> <p>(d) 各放射性核種の名称又は元素記号。ただし、当該物質が混合物の場合にあつては、一般的な名称又は最も制約的な放射性核種の一覧表</p> <p>(e) ～ (l) (略)</p> <p>(m) 「LSA-II」、「LSA-III」、「SCO-I」及び「SCO-II」の核物質にあつては、</p>
	<p>○今次改正でIMDGコードに採り入れられた大型の表面汚染物の追加に伴う改正及び軽微な修正。</p>

<p>にあつては、A2値の倍数で示した当該物質の全放射能。ただし、A2値が無制限の場合は0とする。</p> <p>(n) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>A2値の倍数で示した当該物質の全放射能</p> <p>(n) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>20.2(a)～23.0(a) (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 高压ガス</p> <p>55.1 船舶内においてしてはならない高压ガスの充てんは、通常、圧縮機と接続した状態では使用しない(充てん後に圧縮機から切り離して使用する)容器への充てんとする。ただし、専ら非常時又はその訓練時において使用する自蔵式呼吸器等の容器、第297条第1項の規定に基づき「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合」に備え付ける低圧の空気供給装置等の容器及び第304条の規定に基づき備える自蔵式呼吸等の容器への充てんはこの限りではない。</p> <p>第6節～第9節 (略)</p> <p>第10節 放射性物質等</p> <p>71.2(a)～85.2(a) (略)</p> <p>(放射性輸送物の安全の確認等)</p> <p>86.0(a) 放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設計変更承認申請書の様式は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(放射性輸送物設計承認申請書)</p>	<p>20.2(a)～23.0(a) (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 高压ガス (新設)</p> <p>第6節～第9節 (略)</p> <p>第10節 放射性物質等</p> <p>71.2(a)～85.2(a) (略)</p> <p>(放射性輸送物の安全の確認等)</p> <p>86.0(a) 放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設計変更承認申請書の様式は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(放射性輸送物設計承認申請書)</p>
<p>文書番号 年月日</p> <p>国土交通大臣 殿</p>	<p>文書番号 年月日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>○今次改正のIMDGコード 取り入れに伴い、放射性輸送物の設計について経年変化を考慮することが追記されたため。</p>

<p>申請者の氏名又は名称 住所</p>	<p>放射性輸送物設計承認申請書</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則第 86 条の規定により、下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める〇型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合する旨承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送容器の型式 2. ～ 4. (略) 5. <u>運搬中に予想される周囲温度の範囲</u> 6. <u>収納物の臨界防止のための放射性輸送物の構造に関する事項</u> 7. (略) 8. <u>収納物の密封性に関する事項</u> 9. (略) 10. ～ 11. (略) 12. <u>品質管理（設計に係るものに限る。）に関する事項</u> 13. (略) <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～ 4. (略) <p>備考</p>
--------------------------	--

<p>申請者の氏名又は名称 住所</p>	<p>放射性輸送物設計承認申請書</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則第 86 条の規定により、下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める〇型輸送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合する旨承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送容器の形式 2. ～ 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. <u>BM 型輸送物、BU 型輸送物又は核分裂性以外の六フッ化ウランを収納する放射性輸送物の場合はIM 又はHU の別</u> 8. ～ 9. (略) 10. (略) <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～ 4. (略) <p>備考</p>
--------------------------	--

(1) 記載事項については、該当するものについて記載するとし、順不同としても差し支えない。

(2) 記1は、容器の型式 (IP 型、A 型、BM 型、BU 型の別) 及び放射性輸送物が核分裂性輸送物又は六フッ化ウラン輸送物 (HM、HU の別) である場合には、その旨を記載する。

(3) 記8は、輸送容器の密封境界の構成を説明すること。

(4) 記11において、輸送・貯蔵兼用の金属製乾式キャスク (以下「金属キャスク」という。) にあつては、貯蔵開始から運搬に至る予定期間 (以下「貯蔵予定期間」という。) における経年変化を考慮した輸送容器の保守や放射性輸送物の取扱いを説明すること。

(5) 記13において、貯蔵予定期間における金属キャスクに係る危規則等に規定する技術上の基準の変更への対応や新たな技術的知見の保安措置への反映の方法を説明すること。

(6) 添付書類1については、輸送物の荷姿を示す説明図を添付すること。

(7) 添付書類2については、経年変化を考慮して記載すること。

(8) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格 A 列4番とし、横書きとすること。

様式

(放射性輸送物設計変更承認申請書) (略)

(b) 放射性輸送物作成者が複数 (放射性物質輸送容器に関し責任を有する者及び当該容器に収納する放射性物質等) に関し責任を有する者がそれぞれ異なる場合等) となる場合は、代表者による申請として差し支えない。この場合、申請書の様式中「13. その他特記事項」(設計変更の申請書の様式にあつては、「5. その他特記事項」) に輸送物作成者全員の氏名又は名称を記載させるとともに、選任された代表者の氏名又は名称を記載させること。

(1) 記載事項については、該当するものについて記載するとし、順不同としても差し支えない。

(2) 記7中HMとは、告示別記第12第2号の条件を適用するもの又は同別記第14の条件を適用しないものをいひ、HUとは、HM以外のものをいう。

(3) 別添書類1については、輸送物の荷姿を示す説明図を添付すること。

(4) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格 A 列4番とし、横書きとすること。

様式

(放射性輸送物設計変更承認申請書) (略)

(b) 放射性輸送物作成者が複数 (放射性物質輸送容器に関し責任を有する者及び当該容器に収納する放射性物質等) に関し責任を有する者がそれぞれ異なる場合等) となる場合は、代表者による申請として差し支えない。この場合、申請書の様式中「10. その他特記事項」(設計変更の申請書の様式にあつては、「5. その他特記事項」) に輸送物作成者全員の氏名又は名称を記載させるとともに、選任された代表者の氏名又は名称を記載させること。

<p>(c) ～ (e) (略)</p>	<p>87.1 (a) 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、以下のとおりとする。 (非承認容器使用時)</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住所</p> <p>放射性輸送物安全確認申請書</p> <p>下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する○型運送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合することについて同規則第 87 条第 1 項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1. ～ 16. (略)</p> <p>備考</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 記 2 の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式及び製造番号を記載するとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）又は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）の規定による原子力規制委員会の輸送容器</p>
<p>(c) ～ (e) (略)</p>	<p>87.1 (a) 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、以下のとおりとする。 (非承認容器使用時)</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住所</p> <p>放射性輸送物安全確認申請書</p> <p>下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する○型運送物（核分裂性輸送物、六フッ化ウランを収納する放射性輸送物）の基準に適合することについて同規則第 87 条第 1 項の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1. ～ 16. (略)</p> <p>備考</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 記 2 の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式及び製造番号を記載するとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関</p>

<p>号を有する場合は、その番号を記載すること。</p> <p>(5) ~ (11) (略)</p> <p>様式 (承認容器使用時) (略)</p> <p>(b) ~ (d) (略)</p> <p>(e) (略)</p> <p>様式 (承認容器使用時) (略)</p> <p>(非承認容器使用時) (略)</p> <p>88.1(a)~94.1.4(a) (略)</p> <p>(計画書の作成)</p> <p>96.0</p> <p>(a) 放射性告示別表第7に定める防護対象特定核燃料物質に係る「盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置をいう。</p> <p>(1) ~ (20) (略)</p> <p>(21) 告示別表第7に定める放射性物質等(同表第2号ロ(3)に掲げる物質及び照射された同号ロ(3)に掲げる物質に係るもの(照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。)並びに同表第3号に掲げる物質を除く。)(以下「個人の信頼性確認対象物質」という。)を運送する場合には、荷送人又は船長による、運送に従事しようとする者(個人の信頼性確認対象物質に業務上近づき得る者に限る。)又は個人の信頼性確認対象物質の防護に関する秘密であつて漏えいした場合には妨害破壊行為等が行われるおそれか特に大きいもの(以下「特定核物質防護秘密」という。))について業務上知り得る者として指定を受けようとする者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核物質防護秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて</p>	<p>器に関する承認番号を有する場合は、その番号を記載すること。</p> <p>(5) ~ (11) (略)</p> <p>様式 (承認容器使用時) (略)</p> <p>(b) ~ (d) (略)</p> <p>(e) (略)</p> <p>様式 (承認容器使用時) (略)</p> <p>(非承認容器使用時) (略)</p> <p>88.1(a)~94.1.4(a) (略)</p> <p>(計画書の作成)</p> <p>96.0</p> <p>(a) 「盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置をいう。</p> <p>(1) ~ (20) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>○IAEA 核物質及び原子力施設の防護に関する勸告 INFCIRC/225/Rev.5の取り入れに伴う。</p>
--	---	---

<p>の個人の信頼性確認措置</p> <p>(b) 放射性告示別表第8に定める防護対象特定放射性物質に係る「盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、以下の措置をいう。</p> <p>(1) 航行時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮した運送方法の選択</p> <p>(2) 安全及び保安に配慮した運送経路の選択</p> <p>(3) 定期的に反復継続する運送をできるだけ避けるよう配慮した運送経路の選択</p> <p>(4) 平時及び緊急時における連絡体制の整備</p> <p>(5) 盗取等による災害の防止のために必要な情報収集</p> <p>(6) 盗取等による災害の防止のために必要な情報の管理に関し責任を有する情報管理責任者の選任及び情報取扱者の特定並びに情報管理要領の作成</p> <p>(7) 船積み前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認</p> <p>(8) 他の運送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に行う、積荷の連続的監視又は施錠等の点検</p> <p>(9) 出港前に実施する妨害行為が着手されていないことの確認</p> <p>(10) 運送中における積荷又は施錠等の点検</p> <p>(11) 積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、関係者以外の者の立入の防止措置</p> <p>(12) 不審者、不審船舶等の接近を早期に発見するための監視及び警戒</p> <p>(13) 不審船舶等の接近、不審者の移乗等の防止措置</p> <p>(14) 関係者以外の者による揚貨装置の操作の防止措置</p> <p>(15) やむを得ない停留、錨泊中等における措置</p> <p>(16) 緊急時における対応措置</p> <p>(17) 防護体制を維持するための防護対象特定放射性物質防護体制管理規程</p>	<p>(新設)</p>
<p>97.1(a)～98.0(a) (略)</p> <p>(運送の安全の確認等)</p>	<p>97.1(a)～98.0(a) (略)</p> <p>(運送の安全の確認等)</p>

<p>99.1</p> <p>(a) 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。</p>	<p>国土交通大臣 殿</p> <p>船名 船長の氏名 住所又は連絡先</p> <p>放射性輸送物運送計画書安全確認申請書</p> <p>別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する基準に適合することについて同規則第99条第1項の確認を受けたので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(別添)</p> <p>放射性輸送物運送計画書</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(11) ~ (13) (略)</p>
--	--

<p>99.1</p> <p>(a) 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。</p>	<p>国土交通大臣 殿</p> <p>船名 船長の氏名 住所又は連絡先</p> <p>放射性輸送物運送計画書安全確認申請書</p> <p>別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する基準に適合することについて同規則第99条第1項の確認を受けたので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>(別添)</p> <p>放射性輸送物運送計画書</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 外板等の表面及び表面から2メートル離れた位置における最大線量当量率</p> <p>(12) ~ (14) (略)</p>
--	--

○IMDG コードにおいて、外表面の線量率測定の対象として船舶が対象とならなくなったため、規則第101条が削除された。

○SCO-IIIの運送には、多国籍承認が必要とされていることから、国内法では、規則第99条に規定する国土交通大臣による運送の安全確認を必要とする。

5. 放射性輸送物としないので運送できる表面汚染物（規則第100条第1項第3号に定める表面汚染物（以下「SCO-III」という。）に限る。）の概要

(1) 委託貨物を SCO-III とする理由の説明

(2) SCO-III を選択する正当性の説明：

(i) 現在適切な輸送容器が存在しないこと

(ii) 輸送容器又は SCO-III の分割の設計及び/又は製作が、現実的、技術的又は経済的に実行できないこと

(iii) 他の実行可能な代替案が存在しないこと

(3) 放射性物質の物理的及び化学的状态並びに放出される放射線の性質に関する詳細な説明

(4) 技術図面一式並びに材料の一覧及び製作方法を含む SCO-III の設計の詳細な説明

(5) 運送計画書により放射能の量の限度を超えない場合と同等以上の安全性が確保されていることについての詳細な説明

(6) 運送計画

(7) 適用される品質管理の仕様

6. ～ 15. (略)

備考

(1) (略)

(2) 表面汚染物を運送する場合は「放射性輸送物」を「表面汚染物」と読み替えること。

(3) ～ (9) (略)

(削る)

(10) 記4 (11) の「輸送物作成者」は、規則第87条第7項に規定する他の法令に基づく確認を受ける場合は、当該確認に係る申請を行う者の名称及び住所を記載すること。

(新設)

5. ～ 14. (略)

備考

(1) (略)

(新設)

(2) ～ (8) (略)

(9) 記4 (11) の「外板等」は、規則第101条の外板、船倉、区画又は甲板をいう。

(10) 記4 (12) の「輸送物作成者」は、規則第87条第7項に規定する他の法令に基づく確認を受ける場合は、当該確認に係る申請を行う者の名称及び住所を記載すること。

(11) 記5の表面汚染物について責任を有する者が、運送計画安全確認申請者と異なる場合には、関係者と協議の上、その責任を有する者が記5のみ作成して差し支えありません。この場合、別記11中「15. その他特記事項」に、記5の作成者全員の氏名又は名称を記載すること。

(12) 記5(4)については、全ての開口部について、放射性物質の漏えいを防止するための措置を含めて説明すること。

(13) 記5(5)については、運送計画書に定められた輸送条件の下、告示別記第3第1号ロ(1)及び別記第3第1号イの条件の下に置いた後、別記第3第1号ロ(4)の条件の下に置かれた場合に、規則第74条第1項第7号の規定に適合することを説明すること。

(14) 記6の「オーバーパッキングの概要」は、オーバーパッキングごとに記載すること。

ただし、収納され、又は包装されている輸送物が同一の内容のものの場合には、まとめて記載してもよい。

(15) 記7の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。

(16) 記7(5)の「コンテナに付される標札等」は、標札の種類及び数並びに国連番号の表示方法等を記載すること。

(17) 記8(1)に関し、積載場所を明示した積付図を添付すること。また、他の危険物(当該輸送物以外の放射性物質を含む。)との混載を行う場合においては、十分な隔離が行われていることの説明を付すこと。

(18) 記9の「固縛方法」は、固縛装置の強度計算書を添付すること。ただし、事前に、一括して固縛装置の強度計算書を提出している場合は、その旨を記載することにより、これを省略することができる。

(19) 記10の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。

(20) 記13の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法、被ばく管理方法(放射線防護計画の策定の有無を含む。)、その他の保安対策を記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(11) 記5の「オーバーパッキングの概要」は、オーバーパッキングごとに記載すること。

ただし、収納され、又は包装されている輸送物が同一の内容のものの場合には、まとめて記載してもよい。

(12) 記6の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。

(13) 記6(5)の「コンテナに付される標札等」は、標札の種類及び数並びに国連番号の表示方法等を記載すること。

(14) 記7(1)に関し、積載場所を明示した積付図を添付すること。また、他の危険物(当該輸送物以外の放射性物質を含む。)との混載を行う場合においては、十分な隔離が行われていることの説明を付すこと。

(15) 記8の「固縛方法」は、固縛装置の強度計算書を添付すること。ただし、事前に、一括して固縛装置の強度計算書を提出している場合は、その旨を記載することにより、これを省略することができる。

(16) 記9の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。

(17) 記12の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法、被ばく管理方法(放射線防護計画の策定の有無を含む。)、その他の保安対策を記載すること。

<p>(21) 記 14 の「津波に対する安全対策」は、荷役又は停泊中に津波が発生した場合の対策について、地震・津波の発生情報の入手方法、緊急離岸を行う際の津波の高さ等に対する判断基準及び作業手順、関係機関等との連絡調整手続及び連絡先、訓練の実施等に関する事項を記載すること。</p> <p>(22) 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認書等を受有する場合は、その写し（現に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条の 2 第 2 項の規定及び放射性同位元素等の規制に関する法律第 18 条の 2 第 2 項の規定による原子力規制委員会の確認又は航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第 2 項第 2 号ハ、ニ若しくはへへの規定による国土交通大臣の確認を申請中の場合は、当該申請書の写し）を添付すること。</p> <p>(23) (略)</p> <p>(b) ～ (g) (略)</p>	<p>(18) 記 13 の「津波に対する安全対策」は、荷役又は停泊中に津波が発生した場合の対策について、地震・津波の発生情報の入手方法、緊急離岸を行う際の津波の高さ等に対する判断基準及び作業手順、関係機関等との連絡調整手続及び連絡先、訓練の実施等に関する事項を記載すること。</p> <p>(19) 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認書等を受有する場合は、その写し（現に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条の 2 第 2 項の規定及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 18 条の 2 第 2 項の規定による原子力規制委員会の確認又は航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第 2 項第 2 号ハ、ニ若しくはへへの規定による国土交通大臣の確認を申請中の場合は、当該申請書の写し）を添付すること。</p> <p>(20) (略)</p> <p>(b) ～ (g) (略)</p>
<p>99.2(a) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>99.2(a) (略)</p> <p>(外板等に係る線量当量率)</p>
<p>103.2(a)～107.1.2(a) (略)</p> <p>107.1.3 (a) 線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。</p> <p>文書番号 年月日</p>	<p>101.0</p> <p>(a) 「外板」について、「運送中人が容易に近づくことが出来ない表面」とは、接舷中（接岸中を含む。）に人が容易に近づくことができない外表面をいう。</p>
<p>103.2(a)～107.1.2(a) (略)</p> <p>107.1.3 (a) 線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。</p> <p>文書番号 年月日</p>	<p>○IMDG コードにおいて、外表面の線量率測定の対象として船舶が対象とならなくなったため、規則第 101 条が削除された。</p> <p>○IMDG コードにおいて、外表面の線量率測定の対象として船舶が対象とならなくなったため、規則第 101 条が削除された。</p>

国土交通大臣
殿

荷送人の氏名又は名称
住所
船舶所有者の氏名又は名称
住所

線量当量率に係る特別措置申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 107 条第 1 項第 3 号の規定により、放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の線量当量率が安全上支障がないことについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. ～ 6. (略)

7. 船内の線量当量率

8. ～ 12. (略)

(添付書類) (略)

備考

(1) ～ (3)

(4) 記 7 の「船内の線量当量率」は、船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大線量当量率、立入制限区域付近の線量率を記載すること。

(5) ～ (7) (略)

国土交通大臣
殿

荷送人の氏名又は名称
住所
船舶所有者の氏名又は名称
住所

線量当量率に係る特別措置申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 107 条第 1 項第 3 号の規定により、放射性輸送物（オーバーパック、コンテナ）の線量当量率が安全上支障がないことについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. ～ 6. (略)

7. 船内及び甲板等の線量当量率

8. ～ 12. (略)

(添付書類) (略)

備考

(1) ～ (3)

(4) 記 7 の「船内及び甲板等の線量当量率」は、船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大線量当量率、立入制限区域付近の線量率並びに規則第 101 条の甲板、船倉、区画又は甲板の表面及び表面から 2メートル離れた位置における最大線量当量率を記載すること。

(5) ～ (7) (略)

(b) (略)	(b) (略)
第3章 ばら積み液体危険物の運送	第3章 ばら積み液体危険物の運送
第1節 総則 (略)	第1節 総則 (略)
第2節 液化ガス物質 (略)	第2節 液化ガス物質 (略)
第1款 通則	第1款 通則
141.0~143.0 (略)	141.0~143.0 (略)
(危険物取扱規程の承認)	(危険物取扱規程の承認)
143-2.0(a) (略)	143-2.0(a) (略)
(b) 申請書の提出を受けた場合は、提出された危険物取扱規程について、5-8.1 に掲げられた事項が適切に記載されていることを確認すること。 <u>危険物取扱規程のうち、液化天然ガスを燃料として使用する他の船舶に燃料として貨物を移送する船舶の荷役作業に係る記載にあっては、「天然ガス燃料船の普及促進に向けた総合対策検討委員会」によってとりまとめられた「Ship to Ship 方式LNG 移送のオペレーションガイドライン」(以下単に「ガイドライン」という。)(URL: https://www.mlit.go.jp/common/001012459.pdf) を活用して確認することとし、ガイドラインによらない事項にあっては、当該事項がガイドラインの記載と同等以上の効力を有することを示す資料の提出を求め、確認すること。</u>	(b) 申請書の提出を受けた場合は、提出された危険物取扱規程について、5-8.1 に掲げられた事項が適切に記載されていることを確認すること。
(c)・(d) (略)	(c)・(d) (略)
第2款~第16款 (略)	第2款~第16款 (略)
第17款 作業要件 (貨物の移送)	第17款 作業要件
255.2(a) 「液化天然ガスを燃料として使用する他の船舶」には、液化ガスばら積船以外の船舶も含まれるものとする。	(新設)

○5-2 船舶による危険物の運送基準を定める告示

(傍線は改正部分)

新	旧	備考
3.2(a) (略)	3.2(a) (略)	
(品名等の表示)		
7-3.5(a) 「液体の危険物を内蔵している容器であつて下向きにしてはならないもの」とは、別表第1の備考欄でSP301又はSP391と記載される危険物であつて、荷送人が下向きにしてはならないと判断したもの。	(新設)	IMDG 5.2.2.1.13.2
(船内における危険物の充てん等の禁止)		
7-7.0(a) サルベージ容器、サルベージ大型容器、サルベージ高压容器及び高压ガス容器(55.1を参照のこと。)にあつては、本条の規定を適用しない。	(新設)	IMDG 4.1.1.21
7-7.1(a) 「充てん」とは、故意に容器を開放して他の容器との間で危険物を詰め替えることをいう。	(新設)	明確化
7-7.2(a) 「放出」とは、故意に容器を開放して危険物を取り出すこと又は危険物を容器の外に流出させることをいう。	(新設)	明確化
8.30.2(a)～14-2.2(a) (略)	8.30.2(a)～14-2.2(a) (略)	
(危険物明細書の記載事項)		
14-3.0.1.ニ(a) 引火点の記載にあつては、アラビア数字を用いること。	(新設)	
14-3.0.1.リ(a) 管理温度の記載にあつては、「Control temperature:○○℃」とし、○○は、アラビア数字で当該温度とすること。	(新設)	IMDG 5.4.1.5.4
(b) 非常温度の記載にあつては、「Emergency temperature:××℃」とし、××は、アラビア数字で当該温度とすること。	(新設)	IMDG 5.4.1.5.5
14-3.0.1.ヌ(a) 使用許容圧力保持時間が終了する日の日付の記載にあつては、「END OF HOLDING TIME:DD/MM/YYYY」とし、DDは日、MMは月及びYYYYは西暦年とすること。	(新設)	IMDG 5.4.1.5.4 IMDG 5.4.1.5.5
15.3(a)～17.0.1(d) (略)	15.3(a)～17.0.1(d) (略)	IMDG 5.4.1.5.18
(火薬類の積載方法)	(火薬類の積載方法)	
17-2.0(a) (略)	17-2.0(a) (略)	

<p>17-2.0.1(a) この項において「居住区域」には、旅客が船長の許可なく立ち入ることができない区域が含まれる。</p> <p>(b) この項において「救命設備」とは、船舶救命設備規則で要求される救命艇、救命いかだ及び救助艇をいう。ただし、船舶救命設備規則第62条第5項で要求される追加の救命いかだを除く。</p>	<p>(新設)</p> <p>IMDG 7.1.4.4.2</p>
<p>18-4.0.1(a) (略)</p> <p>(小型容器)</p>	<p>(新設)</p> <p>CCC 6/14 Annex10、 MSC102/WP.1/Rev.1 15.10</p>
<p>25-4.0(a) (略)</p> <p>(小型容器)</p>	<p>18-4.0.1(a) (略)</p> <p>(小型容器)</p>
<p>25-4.3(a) 「複数のものに適合する場合」とは、例えば以下の場合をいう。(以下第25条の4の2及び第25条の5において同じ。)</p> <p>(1) 固体状の危険物を収納する容器の要件に適合する場合であって、液体状の危険物を収納する容器の要件に適合する場合</p> <p>(2) 複数の容器等級に適合する容器であって、収納する予定の危険物の比重及び総重量が第25条の4の規定に基づく試験要件に適合する場合</p> <p>(3) 異なる種類 (小型容器、大型容器又はIBC容器) の試験要件に適合する場合</p> <p>場合</p> <p>(大型容器)</p>	<p>IMDG 4.1.1.3 IMDG 6.1.3.13 IMDG 6.5.2.1.3 IMDG 6.6.3.4</p>
<p>25-4-2.0(a) (略)</p> <p>25-4-2.1.8(a) 「積み重ねるように設計された容器」とは、当該容器の上に他の容器が積み重ねられることを想定したものをいう。(以下第25条の5において同じ。)</p>	<p>(大型容器)</p> <p>25-4-2.0(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>明確化</p>
<p>25-5.0(a)～35-2.0(a) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>(a)～(h) (略)</p>	<p>25-5.0(a)～35-2.0(a) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>(a)～(h) (略)</p>
<p>(i) 別表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。」と記載された危険物を運送する場合における、地方運輸局長の承認は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【参考】 承認が必要となる危険物</p>	<p>IMDG 3.3</p> <p>(i) 別表第1の表中品名の欄に「船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。」と記載された危険物を運送する場合の、地方運輸局長の承認の取扱いは次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>【参考】 承認が必要となる危険物</p>

国連番号	品名	分類	項目
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
2907	二酸化イソソルビド混合物(ラクトース、マンノース、スターチ若しくはリン酸水素カルシウムの含有率が60質量%以上のものに限る。)	可燃性物質類	可燃性物質
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
3319	ニトログリセリン混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものに限る。)	可燃性物質類	可燃性物質
3343	(略)	(略)	(略)
3344	四硝酸ペンタエリスリット混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のものに限る。)	可燃性物質類	可燃性物質
3357	(略)	(略)	(略)
3375	硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆発中間体)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)	酸化性物質類	酸化性物質

(j)～(l) (略)

(m) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「地方運輸局長が当該危険物の積付け方法を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

国連番号	品名	分類	項目
2249	ジクロロメチルエーテル	毒物類	毒物
2907	二酸化イソソルビド混合物(ラクトース、マンノース、スターチ若しくはリン酸水素カルシウムの含有率が60質量%以上のもの又は船種地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	可燃性物質類	可燃性物質
3097	その他の可燃性物質(固体)(酸化性のもの)	可燃性物質類	可燃性物質
3100	その他の可燃性物質(固体)(自己発熱性のもの)	酸化性物質類	酸化性物質
3121	その他の可燃性物質(固体)(水反応可燃性のもの)	酸化性物質類	酸化性物質
3126	自己反応性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)	可燃性物質類	自然発火性物質
3127	自己反応性物質(有機物)(固体)(酸化性のもの)	可燃性物質類	自然発火性物質
3128	自己反応性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)	可燃性物質類	自然発火性物質
3129	その他の水反応可燃性物質(液体)(腐食性のもの)	可燃性物質類	水反応可燃性物質
3130	その他の水反応可燃性物質(液体)(毒性のもの)	可燃性物質類	水反応可燃性物質
3131	その他の水反応可燃性物質(固体)(腐食性のもの)	可燃性物質類	水反応可燃性物質
3132	その他の水反応可燃性物質(固体)(引火性のもの)	可燃性物質類	水反応可燃性物質
3133	その他の水反応可燃性物質(固体)(酸化性のもの)	可燃性物質類	水反応可燃性物質
3135	その他の水反応可燃性物質(固体)(自己発熱性のもの)	可燃性物質類	水反応可燃性物質
3137	その他の酸化性物質(固体)(可燃性のもの)	酸化性物質類	酸化性物質
3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル	可燃性物質類	可燃性物質
3319	ニトログリセリン混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものであって、船種地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	可燃性物質類	可燃性物質
3343	(略)	(略)	(略)
3344	四硝酸ペンタエリスリット混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のものであって、船種地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	可燃性物質類	可燃性物質
3357	(略)	(略)	(略)
3375	硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆発中間体)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものであって、船種地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)	酸化性物質類	酸化性物質

(j)～(l) (略)

(m) 別表第1備考10の記号がSP363の意義の欄中「地方運輸局長が当該危険物の積付け方法を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

編集上の修正

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下に掲げる要件を満たす場合。なお、この場合においては、<u>危規則並びに危告示並びに危告示に定める積載及び隔離の規定 (IMDG コード第 7 章に定める規定) 並びに SP972 以外の規定を適用しないものとして差し支えない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 国連番号 3529 にあっては、次に掲げる方法により<u>標札等が付けられていること。</u></p> <p>(イ) 燃料タンクの容量が 450 リットル以下の場合、<u>標札が付けられていること。</u></p> <p>(ロ) 燃料タンクの容量が 450 リットルを超えて 1,000 リットル以下の場合、<u>標札が両側面に付けられていること。</u></p> <p>(ハ) 燃料タンクの容量が 1,000 リットルを超える場合、<u>標識が両側面に付けられていること。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 以下に掲げる要件を満たす場合。なお、この場合、<u>危規則並びに危告示に定める積載及び隔離の規定 (IMDG コード第 7 章に定める規定) 並びに SP972 以外の規定を適用しないものとして差し支えない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 国連番号 3529 にあっては以下のとおり<u>標札等</u>を付していること。</p> <p>(イ) 燃料タンクの容量が 450 リットル以下の場合、<u>標札を付していること。</u></p> <p>(ロ) 燃料タンクの容量が 450 リットルを超えて 1,000 リットル以下の場合、<u>標札を両側面に付していること。</u></p> <p>(ハ) 燃料タンクの容量 1,000 リットルを超える場合、<u>標識を両側面に付していること。</u></p>	<p>(n) 別表第 1 備考 10 の表 SP376 の項中「<u>損傷又は欠陥のあるリチウム電池</u>」に係る判断は、<u>製造者又は専門家が行うこと。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>IMDG 3.3 376</p>
<p>(c) 別表第 1 備考 10 の表 SP975 及び SP976 の項中「<u>国土交通大臣が安全上差し支えないと認める場合</u>」とは、<u>船積地の主管庁、荷揚地の主管庁及び貨物を運送する船舶の旗国主管庁が合意する場合であつて、船積地、荷揚地又は貨物を運送する船舶の旗国の一以上が本邦である場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>IMDG 3.3 975, 976</p>	<p>別表第 8 の 2 (略)</p> <p>別表第 8 の 3</p>	
<p>(a) 別表第 8 の 3 中「x」と記載された事項に係る<u>地方運輸局長への申請</u>にあつては次のとおり対応すること。</p> <p>(1) 「<u>その他の液体化学薬品 (P 混合物を除く。)</u>」 <u>地方運輸局長は、国海査第 288 号 (平成 18 年 10 月 18 日付) に基づく許可申請を受理し、以下の条件を附して許可すること。なお、液体化学薬品の危険性の評価がなされていないものにあつては、国海査第 288 号に基づき事前査定を実施すること。</u></p> <p>(i)・(ii) (略)</p>	<p>(a) 別表第 8 の 3 中「x」(肩文字 x を除く。)と記載された事項に係る<u>地方運輸局長の許可を行う場合</u>にあつては次のとおりとする。</p> <p>(1) 「<u>その他の液体化学薬品 (P 混合物を除く。)</u>」 <u>国海査第 288 号 (平成 18 年 10 月 18 日付) に基づき許可申請をさせ、以下の条件を附して許可すること。なお、液体化学薬品の危険性の評価がなされていないものにあつては、国海査第 288 号に基づき事前査定の申請をさせること。</u></p> <p>(i)・(ii) (略)</p>	<p>IBC コード関連 <u>通達改正に伴う修正</u></p>	

<p>(2) 「その他の液体化学薬品(P混合物)」の船型 地方運輸局長は、国海査第288号(平成18年10月18日付)に基づく許可申請を受理すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 「その他の液体化学薬品(P混合物)」の船型 国海査第288号(平成18年10月18日付)に基づき許可申請をさせること。</p> <p>(3) (略)</p>	
<p>(b) 別表第8の3の表中「海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水P/S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)(以下「オフショア廃水P」及び「オフショア廃水S」という。))」は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水」とは、船舶又は海洋施設による海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水を運送することを目的として、液体化学薬品ばら積み船に積み替えたものをいう。</p> <p>(2) 「その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」とは、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて、海洋において処分することができるもの水質の基準を定める省令」の別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げる値を超えるものをいう。</p> <p>(3) オフショア廃水PIは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。</p> <p>(i) 引火点が60°Cを超えるもの</p> <p>(ii) 硫化水素が発生しないもの</p> <p>(4) オフショア廃水SIは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。</p> <p>(i) 引火点が60°C以下のもの</p> <p>(ii) 硫化水素が発生する恐れがあるもの(捕集剤又は殺菌剤により硫化水素の発生を防止する処置を施したのものを含む。)</p>	<p>(新設)</p> <p>IBCコード関連 環境省及び総合政 策局と協議済み OSVコード (非強制コード) 16.4.4.1 16.4.4.2 単に、船舶又は海洋 施設による海底及 びその下における 鉱物資源の探査及 び採掘に伴い発生 する廃水にあつて は、海洋汚染等及び 海上災害の防止に 関する法律第10条 第2項第3号の廃 棄物に該当する。</p>	
<p>(c) 別表第8の3の備考6中「電気設備」の記号の引火性ガスに対する引火の可能性は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 分類</p> <table border="1" data-bbox="1433 1258 1485 2130"> <tr> <td>引火し難い ← 引火の可能性 → 引火し易い</td> </tr> </table>	引火し難い ← 引火の可能性 → 引火し易い	<p>(新設)</p> <p>記号の意義を分か りやすくするため に説明するもの</p>
引火し難い ← 引火の可能性 → 引火し易い		

T6	T5	T4	T3	T2	T1
(2) グループ					
引火し難い ← 引火の可能性 → 引火し易い					
IIC		IIB		IIA	
(d) 別表第8の3の備考9中「消火剤等」の設置あつては、次のとおりとする。					
(1) 2種類以上の貨物を運送する船舶の場合にあつては、次に掲げる組合せとする。					
(i) <u>A及びC又はDの組合せ</u> Aは設置義務、C又はDにあつてはオプションとして設置可能					
(ii) <u>A、C及びDの組合せ</u> Aは設置義務、C及びDにあつてはオプションとして設置可能					
(iii) <u>B及びC又はDの組合せ</u> Bは設置義務、C又はDにあつてはオプションとして設置可能					
(iv) <u>B、C及びDの組合せ</u> Bは設置義務、C及びDにあつてはオプションとして設置可能					
(v) <u>A、B及びC又はDの組合せ</u> A又はBは設置義務 (A及びB兼用でも可)、C又はDにあつてはオプションとして設置可能					
(vi) <u>A、B、C及びDの組合せ</u> A又はBは設置義務 (A及びB兼用でも可)、C及びDにあつてはオプションとして設置可能					
(vii) <u>C及びDの組合せ</u> C又はDは設置義務					
(2) 1種類の貨物を運送する船舶の場合にあつては、別表第8の3の「消火剤等」の欄に掲げられた記号のうち、いずれか1つを設置しなければならぬ。					
(e) (略)					
(f) 別表第8の3の備考13(8)の肩文字「J」が付けられている消火剤等にあつては、メーカー等に対して危険物ごとの泡原液の有効性を確認すること。					
(g) (略)					
(h) 備考13の肩文字は、各要件ごとにそれぞれ次に掲げるところによるものとする。					
(1) (8)の「β」が付けられている消火剤等については、その貨物に対する泡原液の有効性についてメーカー等に確認すること。					
(新設)					
S61年度第3回危険物ばら積船専門委員会					
IBCコード関連編集上の修正					
(新設)					
別表第9					

<p>(a) 別表第9の高圧ガスに分類される危険物のうち、品名の欄が「喫煙用ガスライター又はこれに準ずるもの」の「準ずるもの」とは、多目的ライター（点火棒）をいう。</p> <p>(b) 別表第9の高圧ガスに分類される危険物のうち、品名の欄が「産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定に基づき、日本産業規格「カセットこんろ用燃料容器」に適合するものとして、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令第6号）第1条第1項の規定に基づく表示を付されたもの又はこれと同等以上の効力を有するもの（液化石油ガスを充てんしているもの）」の「同等以上の効力を有するもの」とは、一般社団法人日本ガス機器検査協会の認証を受けたものをいう。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>別表第17</p> <p>(a) 別表第17の「薬剤（硫酸・硝酸・過酸化水素・臭素・有機過酸化物のうち、容器及び包装の欄中「薬剤を収納している容器」には、当該装置（附属機器内を含む。）への補充を目的として船内において保管する薬剤を収納する適当な容器も含まれる。なお、当該容器の積載にあたっては、内容する薬剤ごとに定められた積載方法に従って積載すること。</p>	<p>別表第17</p> <p>(新設)</p>
<p>第4号様式（略）</p>	<p>第4号様式（略）</p>
<p>附則（平成18年10月18日）～心得附則（平成28年4月21日）（略）</p>	<p>附則（平成18年10月18日）～心得附則（平成28年4月21日）（略）</p>
<p>心得附則（令和3年1月1日）</p>	<p>(新設)</p>
<p>(a) 第3項の容器に表示された品名について、改正後の本告示別表第1備考10の表 SP274 の項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした場合にあっては、危険物明細書に記載する品名について同様の取扱いとして差し支えな</p>	<p>(新設)</p>

船舶検査の方法

B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査

第1章 第1回定期検査等

(傍線は改正部分)

新	旧	備考
目次 (略)	目次 (略)	
1.1~1.13 (略)	1.1~1.13 (略)	
1.14 液化ガスばら積船	1.14 液化ガスばら積船	
1.14.1~1.14.9 (略)	1.14.1~1.14.9 (略)	
1.14.10 管装置の試験	1.14.10 管装置の試験	
-1. 本規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。ただし、 <u>国際航海に従事しない船舶</u> における貨物タンク内の管(ポンプ排出管及び当該タンク内に開口端を有しないものを除く。)及び管端開放の管にあつては、以下の強度試験及び漏洩試験に代えて外観試験を行つて差し支えない。	-1. 本規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。	
-2.~3. (略)	-2.~3. (略)	
1.14.11~1.4.14 (略)	1.14.11~1.4.14 (略)	